

旧奈良県情報公開条例の規定に基づく開示の決定等の通知等に関する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

## 奈良県規則第九十一号

旧奈良県情報公開条例の規定に基づく開示の決定等の通知等に関する規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、奈良県情報公開条例(平成十三年三月奈良県条例第三十八号)附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の奈良県情報公開条例(平成八年三月奈良県条例第二十八号。以下「旧奈良県情報公開条例」という。)第二十条の規定に基づき、旧奈良県情報公開条例第七条第二項本文の規定による開示の決定等の通知及び同条第三項後段の規定による決定期間の延長の通知並びに第十九条の規定による運用状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書開示決定通知書等)

**第二条** 旧奈良県情報公開条例第七条第二項本文の規定による開示の決定等の通知及び同条第三項後段の規定による決定期間の延長の通知は、奈良県情報公開条例附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における知事が管理する公文書の開示等に関する規則を廃止する規則(平成十三年三月奈良県規則第六十九号)による廃止前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成八年五月奈良県規則第三号。以下「旧規則」という。)第三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- 一 公文書の開示をする旨の決定 公文書開示決定通知書(第一号様式)
- 二 公文書の一部を開示する場合の公文書の開示をする旨の決定 公文書一部開示決定通知書(第二号様式)
- 三 公文書の開示をしない旨の決定 公文書非開示決定通知書(第三号様式)
- 四 決定期間の延長の決定 決定期間延長通知書(第四号様式)

(運用状況の公表)

**第三条** 旧奈良県情報公開条例第十九条の規定による運用状況の公表は、旧規則第七条の規定にかかわらず、インターネットの利用により行うものとする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

公文書開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

奈良県知事

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、旧奈良県情報公開条例第 7 条第 1 項の規定により次のとおり公文書の開示をすることと決定したので、通知します。

公文書の件名	
公文書の開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後
公文書の開示の場所	電話 ( ) - (内線 )
担当する課又は 出先機関の名称等	電話 ( ) - (内線 )
備考	

注 1 指定された公文書の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ担当課（出先機関）に申し出てください。

2 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

## 公文書一部開示決定通知書

第 年 月 日 号

様

奈良県知事

年 月 日付けで請求のありました公文書の開示については、旧奈良県情報公開条例第 7 条第 1 項の規定により次のとおり公文書の一部の開示をすることと決定したので、通知します。

公文書の件名	
公文書の開示の日時	年 月 日 ( ) 午前 時 分 午後
公文書の開示の場所	電話 ( ) - (内線 )
開示しない部分	
上記部分を 開示しない理由	旧条例第 10 条第 号に該当 (理由)
開示することができるようになる期日	
担当する課又は 出先機関の名称等	電話 ( ) - (内線 )
備考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、奈良県を被告として（奈良県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内にも提起することができます。

- 注 1 公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。  
2 指定された公文書の開示の日時の変更を希望するときは、あらかじめ担当課（出先機関）に申し出てください。  
3 「開示することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

## 公 文 書 非 開 示 決 定 通 知 書

第 年 月 日 号

様

奈良県知事

年 月 日 付 け で 請 求 の あ り ま し た 公 文 書 の 開 示 に つ い て は、旧 奈 良 県 情 報 公 開 条 例 第 7 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 公 文 書 の 開 示 を し な い こ と と 決 定 し た の で、通 知 し ま す。

公 文 書 の 件 名	
開 示 し な い 理 由	旧 条 例 第 10 条 第 号 に 該 当 (理 由)
開 示 す る こ と が で き る よ う に な る 期 日	
担 当 す る 課 又 は 出 先 機 関 の 名 称 等	電 話 ( ) - (内 線 )
備 考	

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、奈良県を被告として（奈良県知事が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内にも提起することができます。

注 「開示することができるようになる期日」欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載しています。公文書の開示を希望する場合は、記載された期日以後に改めて公文書の開示を請求してください。

第 4 号 様 式（第 2 条 関 係）

決 定 期 間 延 長 通 知 書

第 年 月 日 号

様

奈 良 県 知 事

年 月 日 付 け で 請 求 の あ り ま し た 公 文 書 の 開 示 に つ い て は、旧 奈 良 県 情 報 公 開 条 例 第 7 条 第 3 項 前 段 の 規 定 に よ り 次 の と お り 決 定 期 間 を 延 長 し た の で、通 知 し ます。

公 文 書 の 件 名	
決 定 期 間 の 満 了 日	年 月 日
延 長 後 の 決 定 期 限	年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 す る 課 又 は 出 先 機 関 の 名 称 等	電 話 ( ) - ( 内 線 )
備 考	